

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊16)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交 通 局	
○福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部改正（規程第 4 号）……………	1
○福岡市交通局事務分掌規程の一部改正（規程第 5 号）……………	1

交 通 局

福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 4 号

福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部を改正する規程

福岡市交通事業管理者職務代理者規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

本則中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、本則第 5 号中「施設車両部長」を「計画部長」に改め、同号を本則第 4 号とし、本則に次の 2 号を加える。

- (5) 施設部長の職にある職員
- (6) 車両・保全部長の職にある職員

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 5 号

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市交通局事務分掌規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中

- 「 会計係
営業課
営業係
マーケティング推進係
「 会計係」を 広告販売係 に改め、同条第 2 号を次のように改める。
駅ナカ事業係
D X 推進課
情報システム係
駅務システム係 」
- (2) 安全推進部
安全推進課
安全推進係
- 第 2 条第 3 号中 「安全推進課
安全推進係」 を削り、「運転保安係」を 「運転保安係
運転計画係」 に、
「駅務指導係」を 「駅務指導係
乗客係 」 に改め、同条第 4 号中 「施設車両部」を 「施設部」に改
「車両課
計画課 計画係
め、 計画係 及び 車両係 を削り、同条に次の 2 号を加える。
開発調整係」 車両設計係
検修設計係」
- (5) 計画部
計画課
計画係
開発調整係
- (6) 車両・保全部
車両課
計画係
車両係
車両設計第 1 係
車両設計第 2 係
検修設計係
- 第 3 条営業部の分掌事務を削り、同条財務課の分掌事務の次に次のように加える。
営業課
- (1) 乗車料金その他の旅客営業制度に関すること。
 - (2) 乗車券の製作及び販売促進に関すること。

- (3) 乗車料金等の審査、調査及び調定に関すること。
- (4) 他の交通事業者との共通カード等に係る清算業務に関すること。
- (5) ICカード乗車券の全国相互利用及び活用に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (6) クレジットカードタッチ決済に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (7) マーケティングに係る総合的企画及び調整に関すること。
- (8) ユニバーサルデザインに係る総合的企画及び調整に関すること。
- (9) 他の鉄道との連絡運輸に関すること。
- (10) 営業損害の賠償責任に関すること。
- (11) 運輸実績に係る統計事務に関すること。
- (12) 広告事業の企画に関すること。
- (13) 駅ナカ事業の企画に関すること。
- (14) 駅の魅力づくりに関すること。
- (15) 課の予算、決算及び経理に関すること。

D X推進課

- (1) 情報システム及び情報技術の高度化、D Xの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) ホームページ等の運用・管理に関すること。
- (3) 庁内情報通信網（全庁OAに係るものに限る。）に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (4) 情報システムの管理に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (5) 出改札設備等に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (6) 乗車券システムに係る総合的企画及び調整に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (7) 課の予算、決算及び経理に関すること。

安全推進部

安全推進課

- (1) 運輸安全マネジメントの推進に関すること。
- (2) 運転事故防止の統括に関すること。
- (3) 高速鉄道事業に係る危機管理に関すること。
- (4) 安全統括管理者に関すること。
- (5) 課の予算、決算及び経理に関すること。

第3条安全推進課の分掌事務を削り、同条運転課の分掌事務を次のように改める。

- (1) 部内の連絡調整に関すること（部内の予算、決算及び組織に係るものを除く。）。
- (2) 列車の運転計画に関すること。
- (3) 運転管理者に関すること。

- (4) 運転保安及び運転事故防止に関すること。
- (5) 運転事故等に係る対応に関すること。
- (6) 運輸に係る指令業務に関すること。
- (7) 運転設備及び中央制御所（電力指令関係を除く。）の設備の運用に関すること。
- (8) 他の鉄道との直通運転に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (9) 課の予算、決算及び経理に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属さないこと。

第3条駅務管理課の分掌事務を次のように改める。

- (1) 部内の予算、決算及び組織に係る調整に関すること。
- (2) 駅の管理、運営及び危機管理の統括に関すること。
- (3) 駅務サービスの企画及び調整に関すること。
- (4) 乗客の利便性の向上及び乗客マナーに関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (5) お客様サービスセンターの運営に関すること。
- (6) 乗客の遺失物に関すること。
- (7) 駅施設及び設備機器の管理及び運用に係る調整に関すること。
- (8) 駅業務の委託に関すること。
- (9) 駅の共同使用に関すること。
- (10) 駅務関係職員の研修、業務指導及び教育訓練に関すること。
- (11) 乗車料金の審査及び調査に関すること。
- (12) 課の予算、決算及び経理に関すること。

第3条施設車両部の分掌事務中「施設車両部」を「施設部」に改め、同条技術課の分掌事務第1号中「（部内の予算、決算及び組織に係るものを除く。）」を削り、同条計画課の分掌事務を削り、同条施設課の分掌事務第2号中「除く。）」の次に「及び設備（姪浜車両基地及び橋本車両基地に関する業務に限る。）」を加え、同条車両課の分掌事務を削り、同条に次のように加える。

計画部

計画課

- (1) 高速鉄道事業の建設改良に係る計画、総合調整その他関係機関との協議等に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (2) 地下鉄の延伸に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 3号線の建設に伴い取得した用地及び施設の有効利用並びに3号線に係る交通結節の調整に関すること。
- (4) 沿線開発に係る総合調整に関すること。
- (5) アセットマネジメントに係る企画及び調整に関すること。
- (6) 課の予算、決算及び経理に関すること。

車両・保全部

車両課

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 車両の計画、設計、製作及び改造に関する事。
- (3) 車両検修設備の計画、設計及び工事の施行に関する事。
- (4) 車両に係る許認可に関する事。
- (5) 他の鉄道との直通運転に係る車両の連絡調整に関する事。
- (6) 課の予算、決算及び経理に関する事。
- (7) 姪浜車両工場及び橋本車両工場の主管に属さないこと（車両に係る業務に限る。）。
- (8) 車両管理者に関する事。

第8条の2第1項中「部長、課長」を「課長」に改める。

第15条の表施設車両部の部中「施設車両部」を「車両・保全部」に改め、同部姪浜保守事務所の項及び橋本保守事務所の項を削り、同部に次のように加える。

姪浜保守事務所
橋本保守事務所

第17条及び第17条の2を削る。

第17条の3第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第17条とする。

第17条の4を第17条の2とし、同条の次に次の2条を加える。

(姪浜保守事務所)

第17条の3 姪浜保守事務所の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 1号線及び2号線の軌道施設の保守、管理及び改修工事の設計等の施行に関する事。
 - (2) 1号線及び2号線の電気設備等の保守、管理及び改修工事の設計等の施行に関する事。
 - (3) 1号線及び2号線の建築物（変電所等）の維持管理に関する事。
 - (4) 1号線及び2号線の鉄道施設保守事業に係る連絡調整に関する事。
 - (5) 姪浜合同事務所の管理運営に関する事。
 - (6) 姪浜保守事務所の予算、決算及び経理に関する事。
- 2 姪浜保守事務所に次の係を置く。
- 保線係
 - 電力保安係
 - 信通保安係
- 3 係の事務分掌は、所長が定める。

(橋本保守事務所)

第17条の4 橋本保守事務所の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 3号線の軌道施設の保守、管理及び改修工事の設計等の施行に関する事。
- (2) 3号線の電気設備等の保守、管理及び改修工事の設計等の施行に関する事。
- (3) 3号線の建築物(変電所等)の維持管理に関する事。
- (4) 3号線の鉄道施設保守事業に係る連絡調整に関する事。
- (5) 橋本保守事務所の予算、決算及び経理に関する事。

2 橋本保守事務所に次の係を置く。

保線係

電力保安係

信通保安係

3 係の事務分掌は、所長が定める。

第25条を次のように改める。

(職員の配置)

第25条 教習所、姪浜乗務事務所、橋本乗務事務所、姪浜車両工場、橋本車両工場、姪浜保守事務所及び橋本保守事務所における職員の所属する係は、当該出先機関の長が定める。

第26条第1項中「所長並びに工場長」を「所長並びに姪浜車両工場、橋本車両工場の工場長」に改め、同条第2項中「駅務サービス課長」を「駅務管理課長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

1 特命担当の課長

所 属			特 命 事 項	人数
交通局	総務部		給与	1
交通局	施設部	施設課	建築設備	1

2 主査

所 属			特 命 事 項	人数
総務部	財務課		財務会計システム刷新	1
	営業課		営業制度	1
	DX推進課		駅務システム機器刷新	1
施設部	施設課		ICカード等	1
			空調設備	1
			ホームドア更新	1

	電気課	電線路設備改修	1
		特高機器更新	1
計画部	計画課	七隈線機能強化	1

別表第2

所属	出先機関	特命事項	人数
総務部	教習所	乗務員養成	1
車両・保全部	姪浜車両工場	車両運用	1
		新車保守計画	1
	姪浜保守事務所	保守事業調整	1
	橋本保守事務所	保守事業調整	1

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

